

6 請願第 2 号

6 請 願 第 2 号	新宿区のふれあい入浴証を中野区の銭湯でも使えるように求める 請願
付 託 委 員 会	福祉健康委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和 6 年 6 月 6 日受理、令和 6 年 6 月 1 3 日付託
請 願 者	新宿区北新宿————— ————— 外 2 0 名
紹 介 議 員	佐 藤 佳 一

(要 旨)

新宿区のふれあい入浴証を中野区のアクア東中野、松本湯の銭湯でも使えるようにしてください。

(理 由)

昨年 1 2 月、北新宿 4 丁目の柏湯が廃業し、柏木地域から銭湯が 1 軒もなくなりました。最寄りの銭湯は、中野区のアクア東中野（中野区東中野 4 丁目）、松本湯（中野区東中野 5 丁目）で、これまで柏湯を利用していた方の大半の方は、上記の 2 軒の銭湯を利用しています。しかし、中野区にあるため新宿区のふれあい入浴証が使えません。「なぜふれあい入浴証が中野区で使えないのか。使えるようにしてほしい」との声が北新宿のみなさんから出ています。

北新宿 3 丁目の北新宿第 2 地域交流館のお風呂が午後 6 時までに 3 時間延長されたことはうれしいことですが、狭いため一度に入れるのは 3 人程度と限られています。何よりも広い銭湯でゆったりすることが健康にもいいと考えます。また、新宿区の説明では「中野区の銭湯で新宿区のふれあい入浴証を使えるようにすると落合地域から多くの方が来て新宿区内の銭湯の利用が減ってしまう」と言われました。ならば、ふれあい入浴証を使えるのを銭湯がなくなった柏木地域（北新宿在住者）に限るとか工夫をすればいいのではないのでしょうか。

1 4 年前に角筈（西新宿）地域には銭湯が一軒もなくなり、渋谷区の羽衣湯でふれあい入浴証が 1 0 0 円を払うことになりましたが、使えるようになりました。新宿区のふれあい入浴証を中野区の 2 つの銭湯でも使えるようにしてください。